

地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）について
（広島県動物愛護センターで実施の場合）

令和8年4月1日

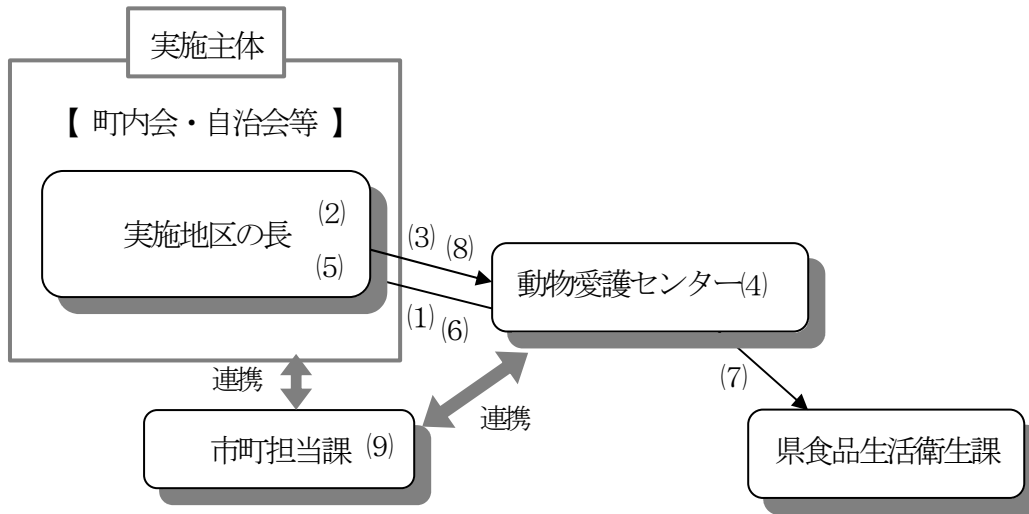
【 制度の概要 】

- 実施地区の長が必要な書類を提出し、不妊去勢手術協力の承認を受けた活動地域の中で広島県動物愛護センターでの手術を希望する地域を対象に、無料で不妊去勢手術を実施する。

【 関係者の役割 】

町内会・自治会等 (申請者)	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書を動物愛護センターに提出・ 動物愛護センターとの調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定）・ 保護した地域猫を動物愛護センターへ搬入・ 手術実施後の地域猫を引き取り、元の場所へリターン・ 動物愛護センターに「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書」を提出
市町担当課 (連携・調整)	<ul style="list-style-type: none">・ 町内会・自治会等及び動物愛護センターとの連携・調整
動物愛護センター (申請受理機関・手術の実施)	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書を受理・審査するとともに、町内会・自治会等へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力承認通知書」を送付・ 動物愛護センターで手術を実施する旨を町内会・自治会等へ報告・ 町内会・自治会等との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定）・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」及び「写真添付票」に記載の地域猫と同一個体であることを確認の上、不妊去勢手術の実施（雄は右耳、雌は左耳の耳先をV字カット）・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」に必要事項を記入し町内会・自治会等へ送付する。・ 不妊去勢手術の実施状況を県食品生活衛生課へ報告・ 各関係者との連携・調整

【 不妊去勢手術の具体的な進め方 】



- (1) 動物愛護センターは、実施地区の長に動物愛護センターで手術を実施する旨を連絡する。
- (2) 実施地区の長は、動物愛護センターと調整し、不妊去勢手術実施スケジュールを作成するとともに、猫の搬入日時、その他必要な事項を決定する。
- (3) 実施地区の長は保護した地域猫を動物愛護センターに搬入する。なお、地域猫を保護できず、指定された日時に搬入できない場合は、速やかに動物愛護センターに連絡しなければならない。
- (4) 動物愛護センターは、不妊去勢手術を実施する際、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」及び「写真添付票（別記様式第3号の2）」に記載の地域猫と同一個体であることを確認すること。なお、オスは右耳、メスは左耳の耳先をV字カットする。万が一、同一個体と判断できなかった場合、動物愛護センターは実施地区の長に事情を確認するものとする。
- (5) 実施地区の長は、不妊去勢手術実施後、地域猫を引き取り、保護した場所に戻す。
- (6) 動物愛護センターは、不妊去勢手術実施後、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」に必要事項を記入し実施地区の長に送付する。
- (7) 動物愛護センター所長は、1か月ごとの手術頭数を集計し、県食品生活衛生課に報告する。
- (8) 実施地区の長は、承認された地域猫活動に係る不妊去勢手術を全頭完了した場合は、遅滞なく動物愛護センター所長に「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書（別記様式第5号）」を提出する。
- (9) 実施地区の長及び動物愛護センターは、不妊手術の実施にあたっては、市町担当課と十分連携して調整・協議等を行うものとする。